

## 宮崎県立3病院診療材料等調達及び包括管理業務委託企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領

### 1 目的

この実施要領は、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院（以下「県立病院」という。）の診療材料等の調達・管理・搬送等の包括的な管理業務を委託し、経費削減と物品管理の効率化を図るため、広く企画提案を募集し、総合的な審査により優先交渉権者を選定するための必要事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 委託業務名  | 宮崎県立3病院診療材料等調達及び包括管理業務委託   |
| (2) 業務内容   | 別添「宮崎県立3病院診療材料等調達及び包括管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり                                 |
| (3) 業務履行施設 | 県立宮崎病院（宮崎県宮崎市北高松町5番30号）<br>県立延岡病院（宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10号）<br>県立日南病院（宮崎県日南市木山1丁目9番5号） |
| (4) 委託期間   | 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで   |
| (5) 契約上限額  | 449,509,000円（消費税及び地方消費税を含む。）   |

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。また、予算の都合その他必要がある場合は、変更することがある。

### 3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に規定する資格を有する者で、サービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が「その他」、種目が「U-9 その他」である者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (3) 参加申込書の提出の日から受託予定者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。（契約締結日までに設置する場合を含む。）
- (5) 業務を行うに当たり、次の許可、登録をすべて有している者であること。
  - ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条に規定する医薬品の卸売販売業の許可
  - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可
  - ウ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

- (6) 一般病床 500 床以上の病院にて、診療材料等調達及び包括管理業務等の受託実績があること。（令和 5 年 6 月末時点において契約継続中であること。）
- (7) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (9) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債券保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (10) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 4 スケジュール

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 公告         | 令和 5 年 7 月 4 日 (火)           |
| 参加申込書提出期限  | 令和 5 年 7 月 13 日 (木) 午後 5 時必着 |
| 質問受付締切     |                              |
| 参加資格審査結果通知 | 令和 5 年 7 月 19 日 (水) までに通知・回答 |
| 質問回答       |                              |
| 企画提案書提出期限  | 令和 5 年 7 月 24 日 (月) 午後 5 時必着 |
| 選定結果の通知    | 令和 5 年 7 月 31 日 (月) 予定       |
| 契約書の締結     | 令和 5 年 9 月中予定                |

#### 5 関係書類の交付

##### (1) 交付書類

- ①宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領（以下「実施要領」という。）
- ②仕様書
- ③宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務企画提案競技（公募型プロポーザル方式）様式集
- ④審査基準表（別表）
- ⑤宮崎県立病院事業の概要

##### (2) 交付期間

令和 5 年 7 月 4 日 (火) から令和 5 年 7 月 13 日 (木) まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の日の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (3) 交付方法

本実施要領の 5 の(4) 交付場所で交付するほか、宮崎県病院局ホームページに掲載する。

【宮崎県病院局ホームページアドレス】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/byouinkyoku/kense/chotatsu/nyusatsu/index.html>

(4) 交付場所

「13 問合せ先」の場所

6 企画提案競技への参加申込について

(1) 提出書類

- ①参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1－1号）
- ②参加資格に係る申立書（様式第1－2号）
- ③会社概要（様式第1－3号）
- ④商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤診療材料等調達及び包括管理業務等の受託実績書（様式第1－4号）

※委託契約書の写しを添付すること。

（契約当事者双方の名称、委託期間及び業務の内容が分かる部分の抜粋で可とする。）

- ⑥本実施要領の3(5)の許可証・登録証の写し
- ⑦直近の営業年度の決算書の写し

(2) 提出期限 令和5年7月13日（木） 午後5時必着

(3) 提出先 「13 問合せ先」

(4) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、申込者に属するものとし、提出期限内の提出がなかったものとみなす。）とする。期限までに提出のない場合は、不参加とみなす。

(5) 参加辞退

参加表明書等の提出後、以降の手續を辞退する場合は、「13 問合せ先」宛てに辞退届（様式第2号）を持参又は郵送すること。

(6) 資格審査結果の通知

令和5年7月19日（水）までに書面で通知する。

7 質問受付

企画提案競技に関する質問は、次により行うこと。なお、企画提案競技に関する説明会は実施しない。

- (1) 受付期限 令和5年7月13日（木） 午後5時必着
- (2) 提出先 「13 問合せ先」
- (3) 質問方法 質問書（様式第3号）により電子メールで行うこと
- (4) 回答方法

回答は、軽微なものを除き、令和5年7月19日（水）までに全ての参加資格認定者宛て電子メールで送付する。ただし、質問者名は、非公表とする。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の内容

本実施要領の2の(2)業務内容を参照の上、提案すること。

## (2) 提出書類

### ①企画提案書

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・提出部数は、10部とする。(正本1部、副本9部)
- ・様式は任意とし、A4判(一部A3判を折り曲げて可)にページ番号を挿入の上、ファイル(タテ型)に綴じて提出すること。
- ・審査基準表(別表)の内容が分かる資料とすること。

### ②財務関係書類(直近3期分)

- ・決算書類(営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書)及び決算書類附属明細書
- ・有価証券報告書(作成している場合)

### ③納税証明書(法人税、消費税、事業税)(直近1期分)

### ④委託料見積書(様式第4号)

※1年間当たりの額や企画提案に沿った積算が分かるよう別紙(任意様式)を添付すること。

(3) 提出期限 令和5年7月24日(月) 午後5時必着

(4) 提出先 「13 問合せ先」

(5) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着(未着の場合の責任は、申込者に属するものとし、提出期限内に提出がなかったものとみなす。)とする。

## 9 優先交渉権者の選定

### (1) 選定方法

原則、書面で審査することとし、審査基準表(別表)に基づき、別途定める選定委員会に諮り、優先交渉権者1者を選定する。ただし、選定委員会が必要と認める場合は、全ての企画提案者に対してプレゼンテーションの実施を求めることとする。

なお、選定された者が辞退した場合又は欠格事由があった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

### (2) 評価事項

選定委員会において評価する事項及び配点は、審査基準表(別表)のとおりとする。

### (3) 選定結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、書面で通知するものとする。

- (1) 本企画提案競技の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 企画提案書の内容が公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- (4) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

- (5) 他の参加者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
- (6) 他の参加者に対して、提案内容又はその意思について意図的に開示を求めること。
- (7) 虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (8) 提案内容が契約上限額を超えているとき。
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、本企画提案競技に関する条件に違反したとき。

## 11 契約について

### (1) 契約内容

優先交渉権者と県とは、採択された企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等を協議し、優先交渉権者から企画提案に沿った積算が分かるように見積書を徴取した上で、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

### (2) 契約保証金

病院局財務規程（平成18年3月31日病院局企業管理規程第15号）第82条の規定による。

### (3) 契約書

契約締結に当たっては、契約書を2部作成し、発注者及び受託者が双方各1部保有する。なお、契約書の作成費用は、受託者負担とする。

## 12 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、優先交渉権者の選定目的以外で、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、選定を行うために必要な範囲内においては複製する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (8) 企画提案書の記載内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。

## 13 問合せ先

宮崎県病院局経営管理課 財務担当

〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎6階

TEL：0985-26-7086

FAX：0985-26-7341

Mail：[keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp)